

「第5期小樽市障害福祉計画・第1期小樽市障害児福祉計画(素案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- | | |
|----------------------|----|
| 1 意見等の提出者数 | 1人 |
| 2 意見等の件数 | 4件 |
| 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 0件 |
| 4 意見等の概要及び市の考え方 | |

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	小樽市障害福祉計画は点検・評価により次期計画に反映することになっているが、素案では第4期の計画がどのように評価されて、反映されているか不明であるので、定量的に目標達成度や問題点をあげて、具体的な改善点を提示した方がよいと思います。	「第5期小樽市障害福祉計画」は、国の基本指針に定める成果目標を勘案し、第4期計画期間内の利用実態を分析するとともに、障害福祉サービス事業所の開設状況等を踏まえて、数値目標及び障害福祉サービス等の必要量を見直したものとなっております。 なお、本計画の策定に当たりましては、第4期計画における成果目標の達成状況等を踏まえて、福祉や介護等の関係機関等で構成する「小樽市障がい児・者支援協議会」に諮問し、御意見を伺ったところであり、素案のとおりといたします。
2	第1期小樽市障害児福祉計画は新規になるが、取組等を策定する際におおまかな根拠があると思いますが、その記載が無いため、この計画で良いものか判断が難しいように思います。	「小樽市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の19で定める国の基本方針に即して、同法第33条の20に基づき、地域における障害児通所支援や相談支援の提供の確保に関する円滑な実施のための基本的事項について定めるものとなっております。 本計画の策定に当たりましては、今回が第1期の計画であることから、「小樽市障がい児・者支援協議会」の専門部会であり、障がい児関係機関等で構成する「こども支援部会」において、本市の障がい児のサービス利用状況等の実状を踏まえた協議の上、御意見を伺ったところであり、素案のとおりといたします。
3	小樽市としての特色や特徴が分析されていない、小樽市として特にどのようなことに力を入れているか見えない計画であると感じます。	本計画については、本市における障がいのある人やサービス提供事業者等の現状を捉えて、障害福祉サービス等の必要量を見込むとともに、その提供体制を確保するための方策を定めたものとなっております。 本計画の推進に当たりましては、「Ⅲ 計画推進の具体的な取組」及び「Ⅳ 平成32年度における成果目標の設定」に掲げる施策等を中心に実施し、また、「Ⅳ 平成32年度における成果目標の設定」／「3 地域生活支援拠点等の整備」のとおり、本市の実情に応じた支援体制として、地域にある様々な支援を結び、その資源を最大限に活用し、障害のある人を地域で支援する包括体制の構築に取り組んでいきますので、素案のとおりといたします。
4	障害者が地域生活へ移行するためには、地域住民からの偏見・差別・社会的排除に特に注意して、一般就労に協力していただく事業者を増やすことが必要と感じますが、概要にある小樽市の取組にはその考慮が少ないように感じます。	障がいのある人の施設入所等から地域生活への移行の推進に当たりましては、住居の確保や相談支援体制を確保するなど、その充実に努めているところです。 また、地域住民からの偏見、差別、社会的排除に対する取組については、本市では福祉部内に「小樽市障害者虐待防止センター」を設置して、北海道等と連携し、住民からの虐待に関する通報等に速やかに対応するとともに、「障害者虐待防止・差別解消連携協議会」を開催し、関係機関による情報共有を図り、地域への普及啓発等に努めているところです。 一般就労への移行については、本市では就労移行支援事業所、ハローワーク、小樽後志地域障がい者就業・生活支援センターひろば等と連携するとともに、平成30年度から新設の「就労定着支援」サービスを活用して就労支援体制の充実に努めていますので、素案のとおりといたします。